

# 利 用 上 の 注 意

- 1 本報告書は、「工業統計調査」と時系列比較をするために、2016年（平成28年）6月1日現在で実施された総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」の製造業確報結果の調査票情報を本市が独自集計したものです。  
本報告書では、調査結果のうち、次の全てに該当する製造事業所について集計をしました。
  - ・従業者4人以上の事業所であること
  - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であることなお、28年活動調査においては、事業所数、従業者数以外の結果については、個人経営調査票による調査分を含みません。
- 2 本報告書において、「平成27年」の数値は「平成28年経済センサス-活動調査」，「平成23年」の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の結果，その他の数値は工業統計調査の結果です。
- 3 従業者の項目は，工業統計調査の集計における調査項目に合わせた形で集計しました。
- 4 「平成24年経済センサス - 活動調査」（平成23年分）では，地区別集計はしていません。
- 5 「8. 県内における藤沢市の工業」については，神奈川県が公表している「神奈川県工業統計調査結果報告」から数値を引用しました。

## 調 査 の 概 要

### 1 調査の目的

経済センサス - 活動調査は，我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに，事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的としています。

### 2 調査の根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として実施しています。

### 3 調査の期日

2016年（平成28年）6月1日現在で実施しました。

### 4 集計の範囲

本報告書は，活動調査で得られた結果のうち，日本標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）を対象としています。

### 5 集計結果の名称及び定義

#### (1) 事業所数

調査日（平成27年分：平成28年6月1日，平成23年分：平成24年2月1日，工業統計調査：調査年12月31日。以下同じ。）現在の数です。

なお，調査日現在において，操業準備中，操業開始後未出荷及び休業中の事業所は，集計に含まれていません。

#### (2) 従業者数

調査日現在で，当該事業所で働いている人の数です。したがって，他の会社などの別経営事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方，他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者），臨時雇用者は従業者に含めません。

なお，個人経営の事業所の家族従業者は，賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

ア 個人事業主及び無給家族従業者は，業務に従事している個人事業主とその家族のうち，無報酬で常時就業している者をいいます。したがって，実務に携わっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まれません。

イ 常用労働者は，次の(ア)～(オ)のいずれかの従業者を「正社員，正職員等」，「パート・アルバイト等」，「出向・派遣受入者」別に調査し集計しています。

- (ア) 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者
  - (イ) 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
  - (ウ) 親企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などは上記に準じて扱っています。
  - (エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
  - (オ) 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- ウ 臨時雇用者は、常用労働者以外の雇用者で、1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額

調査期間（28年活動調査及び24年活動調査：調査日の属する年の前年1年間、工業統計：調査日の属する年の1年間。以下同じ。）に常用労働者のうち雇用者に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額等の合計です。

その他の給与額等とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等をいいます。

(4) 原材料使用額等

調査期間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額が含まれています。

ア 原材料使用額は、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含まれます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 電力使用額は、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。

ウ 委託生産費は、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

エ 製造等に関連する外注費は、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

オ 転売した商品の仕入額は、調査期間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

調査期間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額（修理料収入等）の合計であり、消費税額等内国消費税額が含まれています。

なお、本市の統計表における製造品出荷額には、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額を含みます。

ア 製造品の出荷とは、その事業所が所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造されたものを含む）を、調査期間中にその事業所から出荷した場合をいいます。

また、次のものも製造品の出荷に含まれます。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、調査期間中に返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額は、調査期間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他収入額は、「農業、林業収入」、「漁業収入」、「鉱業、採石業、砂利採取業収入」、「建設業収入」、「販売電力収入」、「ガス・熱供給・水道業収入」、「情報通信業収入」、「冷蔵保管料収入」、「運輸業、郵便業収入」（冷蔵保管料収入を除く）、「転売収入」（仕入商品販売収入）、「製造小売収入」、「金融・保険業収入」、「不動産業、物品賃貸業収入」、「学術研究、専門・技術サービス業収

入」，「宿泊業，飲食サービス業収入」，「生活関連サービス業，娯楽業収入」，「教育，学習支援業収入」，「医療，福祉収入」，「修理料収入」及び「サービス業収入」の合計であり，消費税額を含みます。

(6) 製造品，半製品及び仕掛品，原材料及び燃料の在庫額  
事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり，原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含みます。

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上）  
調査期間における数値であり，帳簿価格によります。  
ア 有形固定資産の取得額の区分は次のとおりです。

（ア）土地

（イ）建物及び構築物（土木設備，建物附属設備を含む）

（ウ）機械及び装置（附属設備を含む）

（エ）その他（船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等）

イ 建設仮勘定の増加額は，この勘定の借方に加えられた額をいい，減少額は，この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

ウ 有形固定資産の除却額は，有形固定資産の売却，撤去，滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。

(8) 工業用地（従業者30人以上）

ア 敷地面積は，調査日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

イ 建築面積は，事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。

なお，調査日現在建築中のものであっても帳簿上に建設仮勘定として計上したものは含まれます。

(9) 工業用水（従業者30人以上）

ア 水源別用水量

（ア）公共水道は，県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。

a 工業用水道は，飲料に適さない工業用水を供給する水道から取水した水をいいます。

b 上水道は，一般水道のことで，飲料に適する水を供給する水道から取水した水をいいます。

（イ）井戸水は，浅井戸，深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

（ウ）その他の淡水は，（ア）公共水道，（イ）井戸水及び（エ）回収水以外の淡水をいいます。例えば，農業用水路から取水した水，他の事業所から供給を受けた水などです。

（エ）回収水は，事業所内で一度使用した水のうち，循環して使用する水をいいます。ただし，回収装置（冷却塔，戻水池，沈でん池，循環装置等）を通すかどうかの有無は問いません。

（オ）海水は，海及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいいます。

## 6 集計の算式

### (1) 生産額

従業者10人以上の事業所について以下の計算式により算出

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$

### (2) 粗付加価値額

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

注1：消費税を除く内国消費税額＝酒税，たばこ税，揮発油税及び地方揮発油税の納付額又は納付すべき税額の合計

注2：推計消費税額は平成13年調査から消費税の調査を廃止したため推計したものであり，推計消費税額の算出に当たっては，直接輸出分，原材料，設備投資を控除しています。

### (3) 付加価値額

ア 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

イ 従業者29人以下

粗付加価値額で集計

### (4) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上）

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定の増減額}$$

### (5) 単位当たりの従業者数，付加価値額及び現金給与総額の算式

$$\text{ア 1 事業所当たりの従業者数} = \frac{\text{従業者数}}{\text{事業所数}}$$

$$\text{イ 従業者1人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}$$

$$\text{ウ 従業者1人当たりの現金給与総額} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{従業者数}}$$

### (6) 現金給与率，労働分配率及び付加価値率の算式

$$\text{ア 現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$\text{イ 労働分配率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

$$\text{ウ 付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

## 7 統計表の記号及び注記

各項目の金額は単位未満を四捨五入、また比率は小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。また、本報告書の数値は、経済産業省から公表されているものと、相違する場合があります。

統計表中の記号は、次の通りです。

「-」 該当数値なし

「0」 「0.0」 端数四捨五入による単位未満のもの

「△」 マイナス数値

「X」 1又は2の事業所また、前後の関係から「X」に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所です。

また、前後の関係からXの数値が判明する場合には、3以上の事業所に関する数値についても「X」としました。ただし、従業者数については平成16年工業統計調査の公表より解除しています。

## 8 産業分類について

統計表中の産業名（中分類），重化軽区分

No.	産業名略称	産業名（産業中分類）	重化軽区分	業態区分
09	食料	食料品製造業	軽工業	消費関連その他型
10	飲料	飲料・たばこ・飼料製造業		
11	繊維	繊維工業		素材型
12	木材	木材・木製品製造業（家具を除く）		消費関連その他型
13	家具	家具・装備品製造業		
14	紙製品	パルプ・紙・紙加工品製造業		素材型
15	印刷	印刷・同関連業		消費関連その他型
16	化学	化学工業	化学工業	素材型
17	石油	石油製品・石炭製品製造業	軽工業	消費関連その他型
18	プラスチック	プラスチック製品製造業（一部除く）		
19	ゴム	ゴム製品製造業	軽工業	消費関連その他型
20	なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業		
21	窯業	窯業・土石製品製造業		
22	鉄鋼	鉄鋼業	重工業	素材型
23	非鉄金属	非鉄金属製造業		
24	金属製品	金属製品製造業		加工組立型
25	はん用機器	はん用機械器具製造業		
26	生産用機器	生産用機械器具製造業		
27	業務用機器	業務用機械器具製造業		
28	電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製		
29	電気機器	電気機械器具製造業		
30	情報機器	情報通信機械器具製造業		
31	輸送機器	輸送用機械器具製造業		
32	その他	その他の製造業	軽工業	消費関連その他型